3　［略］

4　金庫、労働金庫代理業者又は労働金庫電子決済等代行業者は、法第九十一条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる書面）を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出するものとする。

一　第一項第九号又は第十号に掲げる場合　次に掲げる書面

［イ～ハ　略］

［二・三　略］

5　［略］

6　次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

一　法第九十一条第一項第五号に該当するときの届出

二　第一項第六号、第八号の二、第八号の四又は第二十二号の二に該当するときの届出

三　［略］

［7～10　略］

（臨時休業の届出等）

第百十二条　［略］

2　銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　銀行法第十五条第一項に規定する休日又は前条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間に、業務の全部又は一部を行う金庫の事務所において、当該休日又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合

三　金庫の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

四　休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

五・六　［略］

3　［同上］

4　［同上］

一　第一項第九号又は第九号の二に掲げる場合　次に掲げる書面

［イ～ハ　同上］

［二・三　同上］

5　［同上］

6　［同上］

一　法第九十一条第一項第五号に規定する届出

二　第一項第六号、第八号の二又は第十号に規定する届出

三　［同上］

［7～10　同上］

（臨時休業の届出等）

第百十二条　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

二　銀行法第十五条第一項に規定する金庫の休日に、業務の全部又は一部を行う金庫の事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三　金庫の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）

［号を加える。］

四・五　［同上］

3　銀行法第十六条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる掲示の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して事務所の店頭に掲示しなければならない。ただし、第二号に掲げる掲示については、その業務の全部又は一部の再開に関する情報が既に当該事務所の利用者に広範に提供されているときは、この限りでない。

［一・二　略］

4　［略］

5　銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　第二項第二号又は第四号から第六号までのいずれかに該当する場合

三　金庫のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により銀行法第十六条第一項の規定により公告すべき内容である情報を提供する場合

6　銀行法第十六条第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

［号を削る。］

（特定労働金庫代理業者の臨時休業の届出等）

第百四十四条　［略］

2　銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合（次項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合を除く。）は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

3　銀行法第十六条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して事務所の店頭に掲示しなければならない。

［一・二　同上］

4　［同上］

5　［同上］

一　［同上］

二　第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

三　休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合

6　［同上］

一　［同上］

二　第二項第四号に該当する場合

三　休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合

（特定労働金庫代理業者の臨時休業の届出等）

第百四十四条　［同上］

2　［同上］

一　［同上］